

# 令和5年夏季の高温及び渇水の被害に対する農業者支援のご案内

令和5年夏季の猛暑・渇水被害により農業経営に大きな影響を受けた農業者の経営安定化を図るため、JA胎内市が融資する「令和5年度緊急農業経営安定対策資金」に対し市から保証料の補助金支援を行います。 ※申請が必要です。

## 「令和5年度緊急農業経営安定対策資金」

### (1)本資金の内容

- ・基準金利 2.00%  
※ただし、2年間はJA胎内市及びJAグループ新潟の利子補給により無利子となる。
- ・貸付限度額 2,000万円
- ・融資期間 10年以内(うち据置期間2年以内)

### (2)融資対象者

猛暑・渇水により収入減少等が見込まれる農業者

※対象品目は、稲作及び園芸作物、果樹、花卉、畜産物

といった農畜産物全般

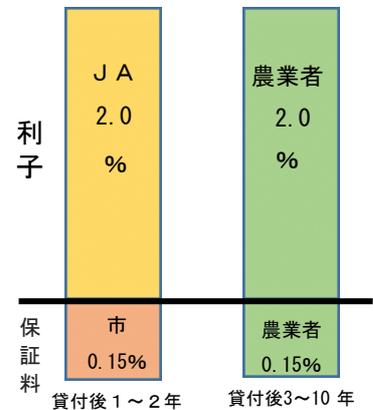
### (3)胎内市緊急農業経営安定対策資金保証料補助金

【支援内容】

借入後2年間の保証料相当額を一括で市が補助します。

※ 10月2日～12月19日の期間に借入手続きをした方は直接、市役所農林水産課へ申請して下さい。

12月20日以降は、JA胎内市資金借入時に、一緒に申請いただけます。



### (4)取扱金融機関

JA胎内市

### (5)取扱期間

令和5年10月2日(月)～令和6年3月29日(金)

※令和6年3月29日(金)までに貸付実行した案件が対象となります。

問合せ先:

胎内市役所 農林水産課 農村交流係 ☎0254-43-6111

※融資のご相談は取扱金融機関の窓口にお願いします。